



土地利用方針図（参考）



塩川都市計画区域 マスタープラン

[都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要]



会津塩川バルーンフェスティバル

5 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要がある場合は、土地区画整理事業等の市街地開発事業を実施します。

6 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

緑豊かな田園地帯と雄国山麓、数多くの社寺仏閣・史跡などは、自然的・文化的資産として保全を図ります。

用途地域内における公園の整備推進とともに、河川空間のレクリエーション活動の場としての活用を図ります。

公園・緑地・史跡や阿賀川や日橋川の河川空間と市街地を連携させ、水と緑のネットワークの形成を図ります。

都市づくりの理念

「都市と農村が調和した まちづくり」

隣接の会津若松市や喜多方市と連携し、高齢社会に対応したゆとりと潤いのある住みよいまちづくり。

観光会津、会津盆地を代表する田園景観や雄国山麓、屋敷林、阿賀川の水辺に代表される自然景観など会津の原風景を育むまちづくり。

仏教文化の遺産や阿賀川の舟運の起点、米沢街道の中継地として栄えてきた歴史など、塩川町、湯川村の個性を生かしたまちづくり

「塩川都市計画区域マスタープラン」の全文は、福島県ホームページからダウンロード出来ます。

URL：www.pref.fukushima.jp/toshi/mp/soan.html

福島県喜多方建設事務所

〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3

福島県

都市計画区域マスタープランとは？

都市計画区域マスタープランとは、地域の特性に応じて良好な都市環境を目指すため、市町村を超える広域的見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画です。

1 基本的事項

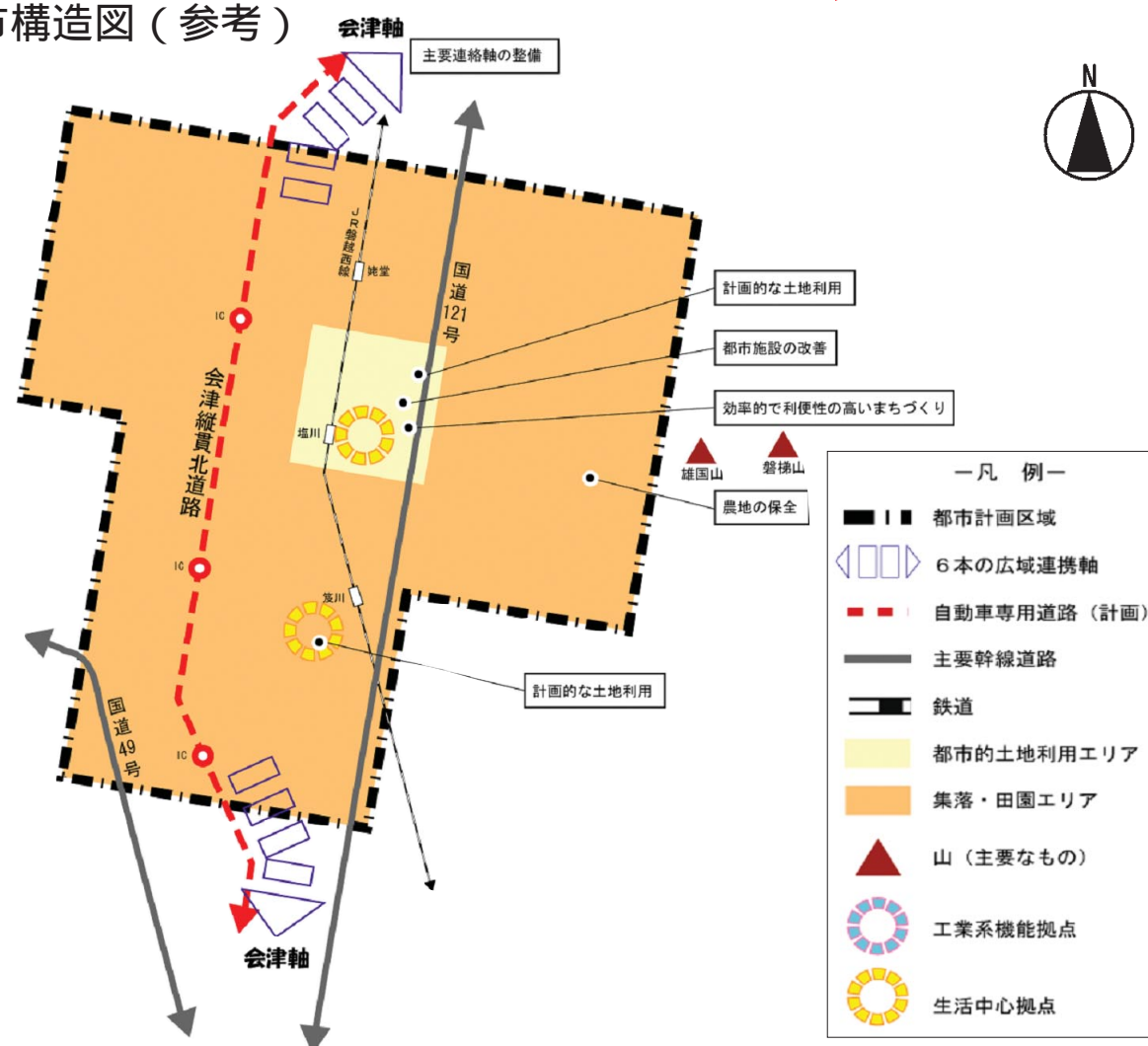
対象区域

耶麻郡塩川町の行政区域の一部及び河沼郡湯川村の行政区域の全域より構成される約4,424haです。

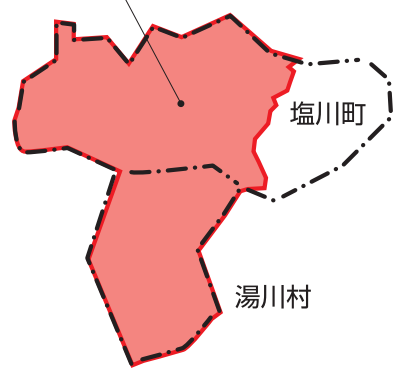
目標年次：平成32年

概ね20年後の都市の姿を展望し、10年以内に優先的に整備するものの目標を示しています

都市構造図（参考）



塩川都市計画区域



2 区域区分決定の有無

人口はわずかであるが減少傾向にあり、将来において、急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないと考えられます。また、用途地域内周辺の農地は、農振農用地区域の指定がなされているなど、適正な土地利用を図る上での体制は整っているため区域区分は定めません。

3 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

商業地は、JR塩川駅東側及び一般国道121号沿道に配置し、観光客にも魅力ある商業地の形成を図ります。

塩川市街地北側と湯川村工業団地を工業地と位置づけ工業基盤の整備、既存工場の移転集約や企業誘致などを図ります。

塩川町の住居系用途地域を住宅地として位置づけ、駅西土地区画整理事業の促進や新たな市街地整備事業の導入を検討し、より良好な居住環境の増進を図ります。屋敷林、社寺林、河川沿いの緑地などは、今後とも保全を図るとともに、地域の人々の憩いの場として活用を図ります。

農地、河川などの良好な自然環境は、自然的景観を構成する重要な要素であるとともに、無秩序な市街化を防止する観点から、今後ともその保全に努めます。用途地域内で相当規模の未利用地が残存している区域は、計画的な都市的土地利用の実現を図ります。

4 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

交通施設

会津縦貫北道路を地域高規格道路として整備し、磐越自動車道路と一体となって広域的な連携、交流を促進していきます。

国道等の幹線道路と、都市計画道路の配置により格子状のネットワークを形成し、渋滞の解消を図ります。

JR磐越西線の維持に努めるとともに、JR塩川駅の交通広場(駅前広場)の充実により利便性の強化を図ります。

下水道及び河川

市街地については、公共下水道事業を推進し、集落地については農業集落排水事業等との役割分担のもとに適正な整備を図っていきます。

治水の安全性を確保し、地域住民の生活の安全を守るため、旧湯川の整備を推進します。

河川空間については、生態系の保全、景観に配慮した整備とともに、地域住民の憩いの場として活用を図っていきます。